

I.悪臭防止法の概要

1 目的（第1条）

悪臭防止法は、規制地域内の工事・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

2 特定悪臭物質及び臭気指数（第2条）

排出規制の対象とするのは、次の特定悪臭物質及び臭気指数についてです。

- (1) 特定悪臭物質とは、不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するものです(22物質)。

表1 規制物質

規 制 物 質	臭 気 の 特 徴
アンモニア	し尿のような臭い
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い
硫化水素	腐った卵のような臭い
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い
二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い
アセトアルデヒド	刺激的な青くさい臭い
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い
トルエン	ガソリンのような臭い
スチレン	都市ガスのような臭い
キシレン	ガソリンのような臭い
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い
ノルマル酪酸	汗くさい臭い
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い
イソ吉草酸	むれた靴下のような臭い

- (2) 臭気指数とは、人間の嗅覚によっておいの程度を数値化したものです。

3 規制地域(第3条)

都道府県知事(市の区域内の地域については市長)は住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域を指定しなければなりません。

4 規制基準(第4条)

都道府県知事は規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準を定めます。規制基準は[1]敷地境界線、[2]気体排出口、[3]排出水について定めます。

5 改善勧告等の行政処置(第8条)

市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告・改善命令を行うことができます。

6 事故時の処置(第10条)

規制地域内の事業場設置者は、悪臭を伴う事故の発生があった場合、直ちに市町村長に通報し、応急措置を講じる等の義務があります。また、市町村長は事故時の状況に応じ応急措置命令を発することができます。

7 悪臭の測定(第11条)

市町村長は、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数について必要な測定を行わなければなりません。

8 測定の委託(第12条)

市長村長は、臭気指数等に係る測定の業務を、一定の知識及び適性を有する臭気測定業務従事者等に委託できます。